

第16回 道州制推進本部員会議 開催状況

日時 平成26年6月12日(木) 16:45～
場所 本庁舎3階 テレビ会議室

- 1 開会
 - 2 議題
道州制特区推進法に基づく国への提案(第6回)について
 - 3 本部長挨拶
 - 4 閉会
-

【議題】

道州制特区推進法に基づく国への提案(第6回)について

- 1 答申から提案までの主な経過と今後の予定について
＜柴田本部員：資料1に基づき説明＞
- 2 道州制特区提案(第6回)の概要について
＜柴田本部員：資料2に基づき説明＞
＜異議なしで了承＞

【本部長挨拶】

- ・ 今回の提案は、観光をはじめとする、北海道の優位性を生かした3項目の提案となっており、本道の自立的発展につながるものと期待している。
- ・ 今後、道議会でのご議論・議決がいただければ、国に提案していくこととなるが、様々な形での反応が予想されるので、是非、道庁一体となって提案実現のためにしっかり取り組んでもらいたい。
- ・ 道州制特区は、道州制特区推進法の定めにより、施行後8年を経過した平成27年度に制度の検討作業に入ることになるが、この制度をより良いものにして、より一層の地方分権を進めていくためには、切れ目なく国への提案を積み重ねていくことが重要と考えている。
- ・ このため、次回以降の提案も早期に国に提案できるよう、条例により設置した提案検討委員会で引き続き提案の検討をしていただくこととしている。

方、道自らが主体となった提案を行うため、担当副知事を座長とする「特区提案推進チーム」を通じ、各部局に対し、国の地方分権一括法で権限移譲がされなかった項目に関する検討など、新たな提案項目の掘り起こしをお願いしているところ。

- 各本部員の皆様におかれては、今一度、既成概念や固定観念にとらわれることなく、柔軟な発想で、“道民のためにできることはないか”、“そのために道州制特区の仕組みを活用できないか”といった意識を強く持ち、先頭に立って、再度洗い直していただきたい。
- 私自身も汗を流していくので、よろしく願います。

【閉会】

(高井副本部長)

- 以前に北見市で断水事故が起こったことを契機として、水道法に基づく厚生労働省の事務を道に移譲したが、そういった提案をしても国で認めてくれない。また、提案後に各部が省庁と渡り合わなければならないという大変な作業もあるが、是非思い切った提案を検討していただきたい。
- 先週も特区提案推進チームの場で各部次長にはお願いしたが、各本部員におかれてもくれぐれもよろしく願います。

【資料】

- 資料1 答申から提案までの主な経過と今後の予定
- 資料2 道州制特区提案（第6回）の概要

答申から提案までの主な経過と今後の予定

総合政策部地域主権局

- 道州制特区提案検討委員会からの第6回答申（4月10日）

- 道民意見提出手続（パブリックコメント）及び市町村意見聴取
（4月11日～5月12日）

- 道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会において第6回答申について
報告（5月14日）

- 道民意見提出手続（パブリックコメント）結果及び市町村意見を踏まえ、
国への提案内容（議案）の取りまとめ（6月中旬）

- 第2回定例会に議案を提案（6月中旬）

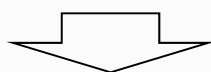
（第2回定例会で議案を議決いただいた後、国に提案）

道州制特区提案(第6回)の概要(案)

提案項目

1 第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲

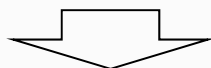
観光圏内の第3種旅行業者の募集型企画旅行への参入機会を拡充することで、本道の着地型観光コンテンツを充実させ、個人型旅行客の誘致や滞在型観光の促進につなげる。



着地型観光コンテンツの充実による地域への誘客促進

2 建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲

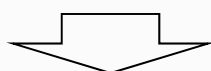
壁の防耐火構造など建築基準法に基づく構造方法等の認定について、国との並行権限の移譲を道が受けることで、道内で性能評価から申請・認定までを完結させることができるようになり、手続きの軽減や迅速化、ひいては建築産業、住宅産業の振興につなげる。



申請者の利便性向上、建築・住宅産業の振興

3 栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲

道民の健康づくりを担う栄養士・管理栄養士を含め、国の分権改革によって道へ移譲される各種資格者の養成施設の指定・監督等の事務・権限をより道民に身近な道に一元化する。



申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上

第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲(案)

現 状

- ・人口減少、少子高齢化が進む中、「観光」は交流人口の拡大に貢献し、新たな消費や雇用を生み出すなど、地域の活性化を図る上で、ますますその重要性が高まっている。
- ・北海道観光を取り巻く環境は、長らく低迷する経済情勢や東日本大震災などの影響により、観光客の入り込みが伸び悩むなど、厳しい状況が続いている。
- ・このような状況の下、団体型から個人型に推移している最近の旅行形態に応じて、地域資源を生かした滞在型の観光地づくりなどに取り組むことで、本道の地域観光の魅力向上を図り、更に地域経済の活性化につなげていくことが求められている。

課 題

- ・道内各地の地域観光の魅力向上を図る上で、特に個人型旅行者をターゲットとした地域発の着地型旅行商品の充実が課題である。
- ・そのためには、地域を熟知した中小旅行業者等（観光協会、NPOなどを含む）が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが重要である。
- ・このような中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多いが、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。

目指すすがた

道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の決定権限の移譲を受け、本道観光の特性等に応じて緩和

現 状

第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
	観光庁長官の定める区域
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域

権限移譲

提 案

道内の第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
	北海道知事の定める区域
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域
	④北海道知事が移譲を受けた権限に基づき区域を拡大

本道観光の特性等に応じた緩和

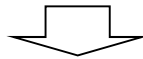
※想定例～道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施可能な区域を、現行制度の区域(①+②+③)に加え、観光圏整備法第8条第3項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内まで、北海道知事の裁量により拡大(+④)する。

- ・観光圏内の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施への参入機会が拡充されることで、着地型旅行商品の充実による観光圏の魅力向上、更には、滞在型観光の促進につながることを期待できる。
- ・近年増加傾向にある個人型旅行者に向けた本道の着地型観光コンテンツの充実が、地域への誘客を促進し、ひいては地域経済の活性化につながるものと期待できる。

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲(案)

現
状

- 建築基準法に基づく構造方法等の認定は、国土交通大臣が指定した性能評価機関が事前に評価し、国土交通省（本省）が認定を行っている。
- 道内では、北海道立総合研究機構が、東北・北海道地域で唯一、性能評価機関として指定されている。



課
題

- 道内で性能評価を行っても、認定申請は国土交通省（東京）で行わなければならない、申請者の負担が大きい。
- 認定事務は国土交通省（本省）が、全国からの申請に一括して対応していることから、申請から認定までに相当の時間を要する。

目指すすがた

評価から認定まで道内で手続きが完結

現状

国土交通大臣に認定権限があるため、道内で性能評価を行っても、認定は東京で行わなければならない。



提案

国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲することにより、評価から認定まで道内で完結



- 手続きの軽減や迅速化が図られ申請者の利便性が向上
- 北海道立総合研究機構の活用推進
- 建築産業、住宅産業の振興

栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲(案)

現状

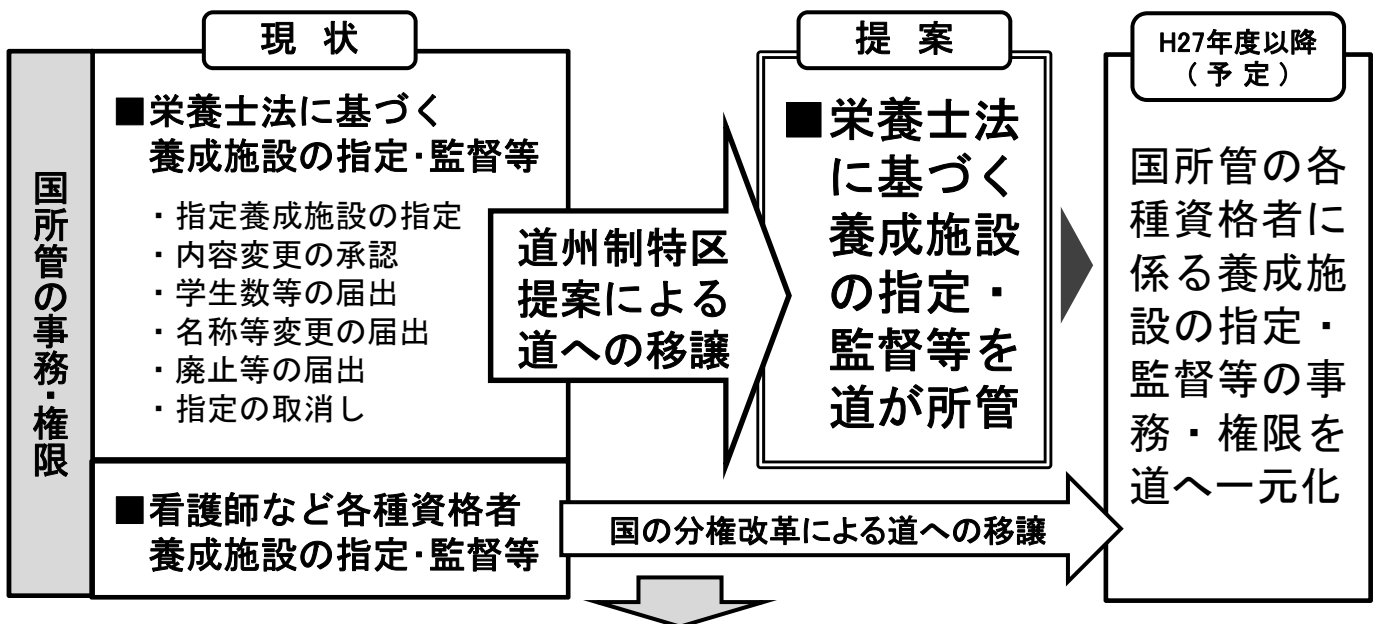
- 近年、高齢化社会の進行や健康に対する意識、食の安全・安心への関心などが高まる中、食のスペシャリストである栄養士及び管理栄養士の活躍がますます期待されている。
- 国が所管する栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督等の事務については、申請・届出等は都道府県知事を経由し、指定に当たっても都道府県知事が必要な意見を付すなど、地方としても一定の関与を行ってきた。
- 国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(H25.12.20閣議決定)により、看護師、理容師など、約30の各種資格者の養成施設の指定・監督等については、平成27年4月に国から都道府県へ事務・権限が移譲されることとなるが、これらのうち栄養士・管理栄養士に関しては、移譲以外の見直しを行うこととし、国において継続検討するものとされた。

課題

- 指定事務に当たっては、道においても現地を調査の上、意見を付すなど、地域事情等を熟知し、申請者により身近な立場で一定の関与を行っていないながら、最終的な指定権限が道にないことは、地域のことは地域で決める地方分権型社会をめざす上での課題。
- 栄養士・管理栄養士に関する事務・権限が、移譲以外の見直しの対象とされたことは、この度の国の地方分権改革の残された課題であり、国に対して当該事務・権限の道への移譲を求め本道における先行的・モデル的な実施をめざすことは、道州制特区制度の本旨と言える。

目指すすがた

道民の健康を「食」の面から支える栄養士・管理栄養士の養成施設を道が指定・監督



当該提案の実現により、他の養成施設の指定・監督等と併せて、より道民に身近な道に事務・権限が一元化されることで、申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上につながるとともに、栄養士・管理栄養士に係る全国一律の法定移譲に向けた国の検討にも資するものと期待。